

第20回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 令和7年4月25日（金）
2. 招集の場所 中城村役場 会議室2-3
3. 開催日時 令和7年4月25日 14時00分から17時00分
4. 出席委員
1番 比嘉 盛安（会長）
2番 花城 康樹（会長職務代理者）
3番 川田 哲也 4番 比嘉 康雄
5番 小橋川 達則
5. 欠席委員
6番 屋良 照枝
6. 議事日程
第1 会期について
第2 議事録署名人及び書記の指名について
第3 案件
議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第67号 非農地証明交付申請の承認について
報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員
事務局長 仲村 武宏
農政係長 山下 大作

8. 会議の概要

議長（会長）

これより第20回農業委員会総会を開会します。
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしの声がありますので、本日25日の1日限りと決定します。
今日の欠席は農業委員の屋良照枝さんが欠席となっております。
議事録署名人の指名ですが、2番花城康樹さんと3番川田哲也さんでお願いいたします。
書記の指名は山下係長でお願いします。
それでは4月分の主要業務報告をいたします。
4月1日 辞令交付式に参加し、山下係長が農業委員会に就任することになりました。
4月8日 農業会議の常設審議会、土地改良会館で2時から4時まで参加しました。
4月9日 中部地区の農業委員会会長、事務局長会の総会と懇親会がありました。
4月23日 第20回農業委員会総会の打ち合わせです。
4月24日 中城村産業まつりが来年の1月にありますが、その第1回目の実行委員会がありました。
4月25日 第20回農業委員会総会です。業務報告は以上です。

<p>事務局長</p>	<p>それでは案件に入ります。議案第46号、議案第65号、議案第66号、議案第67号まで一括して事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>皆様、お疲れさまです。先ほどの説明を聞いて、今後どうしていくべきかを一緒になって取り組んでいければと思います。</p> <p>それでは早速ですが、お配りした資料に沿って説明いたします。</p> <p>(議案第64号を議案書をもとに朗読)</p> <p>議案第64号について補足説明をいたします。</p> <p>1番は、借受人が新規に農業参入を図る為に、貸付人より申請地を賃借するものであります。</p> <p>この申請人が確保する農業機械等の導入台数1台、農作業従事日数180日、営農計画(作目：バナナ)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計3,369㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。</p> <p>2番は、譲受人が新規に農業参入を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。</p> <p>この申請人が確保する農業機械等の導入台数2台、農作業従事日数160日、営農計画(作目：サトウキビ)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計1,208㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。</p> <p>3番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。</p> <p>この申請人が確保する農業機械等の導入台数8台、農作業従事日数600日、営農計画(作目：果樹)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計7,923㎡です。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。</p> <p>4番は、譲受人が新規に農業参入を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。</p> <p>この申請人が確保する農業機械等の導入台数3台、農作業従事日数220日、営農計画(作目：野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計79㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。</p>
-------------	---

次に7ページをお開きください。

(議案第65号を議案書をもとに朗読)

議案第65号について補足説明をいたします。

1番は、申請人が申請地を一般住宅の進入路として転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断されます。また、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等也没有ありません。

次に9ページをお開きください。

(議案第66号を議案書をもとに朗読)

議案第66号について補足説明をいたします。

1番は、借受人が申請地を既存施設の拡張による資材置場に利用するため、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの)」として、不許可の例外に該当するものと判断され、また、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等也没有ありません。

2番は、譲受人が申請地で一般住宅を建築する為に、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断されます。また、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等也没有ありません。

次に12ページをお開きください。

(議案第67号を議案書をもとに朗読)

議案第67号について補足説明をいたします。

1番の非農地証明であります、申請地は農地法が適用される昭和47年以前から駐車場及び住宅進入路として使用されており、農地法の適用を受けず、また、狭小地であり、農地としての活用は今後も見込めないことから、現況証明・非農地証明取扱要領(平成23年3月15日農政第2121号改正)第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われ、

2番の非農地証明であります、申請地は20年以上耕作放棄され、また、袋地となっており耕作などの管理作業も困難な土地である。農地としての生産性も低いことから今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農

	<p>地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われる、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。</p>
議長（会長）	<p>提案理由の説明が終わりました。休憩を取って現場視察に行きたいと思います。休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 現 地 調 査 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について、質疑に入ります。質問、疑問等がありましたら質疑をしてください。</p> <p style="text-align: center;">「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声があります。進行いたします。</p> <p>どなたか。4番どうぞ。</p>
4番	<p>議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。1番が新規参入ということ、2番が同じく新規参入、3番目はもともと本人が使っていた土地の権利を取得するという。4番についても新規参入で申請者が権利を取得するものです。先ほど来、事務局から説明を受けて現地も確認しました。本員は許可相当にしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第64号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、質疑に入ります。ご意見がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声があります。進行いたします。</p> <p>どなたか。3番どうぞ。</p>
3番	<p>議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてですが、事務局からの説明後、休憩をはさみ現地確認をさせていただいたのですが、転用目的も特に問題がないかと思っておりますので、本員は許可相当にしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」の声あり</p>

議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第65号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、審議に入ります。ご意見がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声があります。進行いたします。</p> <p>どなたか。2番どうぞ。</p>
2番	<p>議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。事務局より提案理由の説明を受けまして、休憩を取り現場確認もいたしました。1番も2番も特に問題はありませんので、本員は許可相当としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第66号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第67号 非農地証明交付申請の承認について、審議に入ります。ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声があります。進行いたします。</p> <p>どなたか。5番どうぞ。</p>
5番	<p>議案第67号 非農地証明交付申請の承認についてですが、1番と2番は20年以上も耕作されておられないということですが、事務局からの説明を受け、休憩を取り現場確認も行ったので問題ないと思いますので、承認したいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第67号については承認といたします。</p> <p>続きまして、報告第13号について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号について説明いたします。</p> <p>（報告第13号を議案書をもとに朗読）</p> <p>市街化調整区域の農地を、あらかじめ農業委員会に届出て、権利移動と農地以外のものに</p>

転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が5件ありました。内容は記載のとおりで、添付資料も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上です。

議長（会長）

報告事項の件、ありがとうございました。
以上をもって、総会の議事は終了となります。
第20回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 17時00分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 比 嘉 盛 安

議事録署名人

2番委員 花 城 康 樹

議事録署名人

3番委員 川 田 哲 也